



はじめに

計画策定の背景と目的

1	計画策定の背景	2
2	計画の目的	3
3	計画の構成	3

1 計画策定の背景

長崎県は、日本本土の西端に位置し、平坦地が少なく、県土の大部分を比較的低い山や丘陵地が占め、また県土面積の約1/2が「しま」といった地形を形成しています。

県内の市・郡は全て海に面しており、多くの半島、岬、入り江からなる複雑な海岸線は全国2位の長さを誇り、独特の自然景観を創り出しています。

歴史的には、古くから大陸との交易の窓口であった五島、壱岐、対馬をはじめ、日本で最初に西洋文化に触れた平戸、江戸時代国内唯一の外国との交易港であった長崎などのほか、日本におけるキリシタンの歴史と関わりの深い地域も多く、他の土地では見られない異国との交流、あるいは造船、石炭など日本の近代化に貢献した産業の歴史が、長崎独自の風土景観を創り出しています。

また、農業では平地が少ないため、棚田がいたるところに作られ、一方、水産業や造船業が栄えたことで、海岸線には独特な文化的景観を創り出しています。

このように長崎県は、長い年月を重ね他の地域には類を見ない独特の景観を創り出してきましたが、近年の経済活動や産業構造の変化などにより、その独特の景観は徐々に失われつつあります。

このような状況下で、県では、昭和59年度の「街並み景観診断調査」を皮切りに、景観に関する様々な調査や啓発事業を行い、平成15年度から本格的な景観まちづくり事業「長崎県美しいまちづくり推進計画」に取り組んできました。

この「美しいまちづくり推進計画」では、地域に数多く残された特徴的なまちなみ景観を保全し、また創出することにより、生活空間や観光資源としてのまちの魅力を高め、地域への定住促進や交流人口の拡大を目指すことを目的に、各種施策を展開してきました。

これらの施策により、特徴的で美しいまちなみの保全、創出に一定の効果がありました。しかしながら、事業を推進する過程で、本県の景観特性である自然地形等、まちなみの背景となる景観への影響が大きい大規模建築物や開発行為等に対する景観配慮のルールがなかったこと、拠点整備に主眼を置き、広域景観への視点が欠けていたこと、などの課題も見えてきました。

この間、国においても景観に関する社会認識の変化等を背景として、平成16年に景観に関する総合的基本法である景観法が施行され、建築物等の規制・誘導に法的根拠が与えられ、各種支援制度が位置付けられるなど景観行政が果たす役割は大きくなっています。さらに、平成17年の文化財保護法の改正により、新しい文化財保護の手法として「重要文化的景観」^(※1)の選定制度が創設され、景観法の活用と連携して、多様な景観形成の取組が可能となりました。

良好な景観形成は、自然や地域の文化を後世に残すことのみならず、定住人口、交流人口の拡大にも寄与する重要な方策であり、今後とも継続的に進めていく必要があります。

特に、本県は「観光立県」を標榜する点で、自然、歴史・文化等県域の特徴的な景観を観光資源として活用することへの期待は大きく、上述の課題を踏まえた計画の見直しや、国の制度、景観への認識の変化に対応した新たな景観行政の方向性について検討する必要性は高いものと思われます。

このような中、「長崎県美しいまちづくり推進計画」が平成22年度に終期を迎えることとなり、時代の変化や課題を踏まえつつ、今後とも長崎らしい景観形成をより一層推進するため、県として取り組むべき方向性や取組を明確にする計画を新たに策定することとしました。

※1 重要文化的景観：文化財保護法では、文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義しています。文化的景観の中でも、文化財としての価値から特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき、国が「重要文化的景観」として選定し、保存活用のために行われるさまざまな事業に対して支援する仕組みとなっています。

2 計画の目的

県では、「長崎県美しい景観形成計画」策定に向け、県民アンケート等や外部有識者からの意見を踏まえながら、県がこれまで行ってきた「長崎県美しいまちづくり推進事業」の評価・見直し、及び景観法に基づく制度活用のあり方など、様々な角度から検討を行ってきました。

この「長崎県美しい景観形成計画」は、全国及び東アジアも視野に入れた中での長崎県の特徴を重視し、県を代表する景観を守り、その景観に対し広く県民が誇りを持てるよう、美しく長崎らしい景観づくりを計画的に推進するための基本目標、各主体の役割、及びそれらを踏まえた基本方針などを明確にし、実現するための具体的な施策を提示するものです。

この計画により、県土のより良好な景観形成に向け、住民、事業者、市町等と一体となった継続的な景観づくりを進めていくことを目的とします。

具体的には、現行計画が市街地や集落など「まちなみ」の景観整備を重視し、それに伴う市町や住民の景観活動への支援を行ってきたのに対し、その理念は尊重しつつ、地域景観形成の主体として、地域の実情を十分に把握した市町、住民等がより主体的役割を果たすような体制構築を加速させることを重視します。

併せて、県はそのような市町、住民等の取組を支援・補完するとともに、広域的観点から、市町間の景観形成活動を調整し、連携させるような施策を実施します。

3 計画の構成

「2. 計画の目的」を達成するため、本計画では従来計画（長崎県美しいまちづくり推進計画）及びその根拠となる自主条例（長崎県美しいまちづくり推進条例）に基づく県の景観施策（支援策等）の見直しに加え、県においても次の理由から景観法の規制・誘導制度を活用することとしています。

- ① 地域の景観形成は、地域の詳細を把握する市町が主体となることが望ましく、市町が景観行政団体^(※2)となり、景観法に基づく景観計画^(※3)を策定することで、適正な規制・誘導が期待される。
- ② 一方、景観行政団体以外の市町の区域においては、周辺地域との調和や、地域景観の阻害要因となり得る大規模な開発や建築物などに対する適正な規制・誘導が機能しないため、県全体の景観に悪影響を与えることが予想される。

従って、「長崎県美しい景観形成計画」は県土全体において「長崎らしい景観形成」がなされるよう、基本方針や景観施策を定めるとともに、景観行政団体移行前の市町の区域に限って、県が景観法に基づく景観計画を定め、大規模開発等に対して、移行までの間、最低限の規制・誘導を行います。

以上の理由から、本計画の構成として、第Ⅰ部でこの計画の基本的な内容を示し、第Ⅱ部で基本的な景観施策の一つである、一部の地域（景観行政団体以外の市町の区域）を対象に、県が景観法に基づき適用する、規制・誘導制度の内容を示します。

本計画の構成を図で示すと、次項のとおりです。

長崎県美しい景観形成計画 「美しい長崎・景観宣言」

第Ⅰ部 美しい景観形成に係る基本的な事項

第1章 景観の現状と課題

- 1 景観特性
- 2 これまでの取組と課題
- 3 景観に対する県民意識
- 4 良好な景観形成に向けての課題

第2章 基本方針

- 1 良好な景観形成の基本目標
- 2 各主体の役割
- 3 県の役割
- 4 良好な景観形成の基本方針

第3章 景観施策

- 1 基本施策
- 2 重点施策

基本施策のうち、大規模建築物等に対する規制・誘導方策

第Ⅱ部 景観法を活用した規制・誘導方策（景観計画）

（以下景観法第8条第2項に基づき定める事項）

- 1 景観法の規定が適用される「景観計画区域」
- 2 良好な景観の形成に関する方針
- 3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- 4 景観重要建造物の指定の方針
- 5 景観重要樹木の指定の方針

景観行政団体以外の市町の区域に適用

※2 景観行政団体：景観法では、地域における景観行政を担う主体として「景観行政団体」という概念を設けています。景観行政団体は、景観計画の策定など、地域の良好な景観の形成に関する事項を定めることができます。都道府県や政令市、中核市は、景観法の規定により、法制定当初から景観行政団体になり、他の市町も、知事の同意を得ることで、景観行政団体となることができます。（県内の景観行政団体の状況は、P17※5を参照）

※3 景観計画：景観法で規定され、都市や集落などの地域と、これらと一体となって景観を形成する地域における、良好な景観の形成にかかる総合的な計画を「景観計画」といいます。